

令和6年度広域予防接種留意事項

1. 取扱い予防接種の種類

- ①DPT-IPV（4種）予防接種
- ②DPT（3種混合）予防接種
- ③DT（2種混合）予防接種
- ④不活化ポリオ（単独）予防接種
- ⑤麻しん（単独）・風しん（単独）予防接種
- ⑥MR予防接種
- ⑦日本脳炎予防接種
- ⑧ヒトパピローマウイルス感染予防接種（子宮頸がん予防接種）
- ⑨ヒブ予防接種
- ⑩小児用肺炎球菌予防接種
- ⑪水痘予防接種
- ⑫高齢者用肺炎球菌予防接種
- ⑬B型肝炎予防接種
- ⑭ロタウイルスワクチン予防接種
- ⑮DPT-IPV、ヒブ（5種）予防接種

※市町村によって取扱いが異なりますので、《参考1》を参照ください。

2. 令和6年度予防接種単価

- ・令和6年度は、ワクチン委託単価表(高齢者インフルエンザを除く)《参考2》を参照してください。

3. 請求(提出)方法

- ・毎月10日(診療報酬等請求と同様)までに、京都府国民健康保険団体連合会あて提出してください。
- ・提出前には、広域予防接種予診票の留意項目について《参考3》を参考に、記載洩れ等のないよう再度確認の上、提出してください。
- ・向日市・長岡京市及び大山崎町の高齢者用肺炎球菌、高齢者インフルエンザは乙訓医師会管内のみ直接請求してください。
- ・綾部市、宮津市、京丹後市、京丹波町及び与謝野町の高齢者用肺炎球菌は後期高齢者保険加入者に対して別途補助があります。その場合、直接請求のみによる対応となりますので、市町へご確認ください。
- ・今回の請求書は令和6年4月・5月接種分のみになります。それ以外の月の接種分を提出される際はこの請求書は使用しないでください。
- ・6月以降の請求書は、5月末頃に京都府国民健康保険団体連合会ホームページに掲載予定としております。

4. 請求書記載方法

- ・令和6年度分の請求書に記載してください。
- ・接種別に市町村ごとにとりまとめ、該当する予防接種受託報酬請求書の市町村欄に接種件数を記載してください。
- ・予防接種受託報酬請求書の所定欄に件数・金額の合計を記載してください。
- ・予防接種受託報酬請求書の各合計金額を集計し、請求金額を記載してください。
- ・接種不可の取扱いについては市町村により異なるため、接種不可単価表《参考4》を参照してください。

5. 各種健康診査・予防接種及び被用者保険用福祉併用総括表への記載方法

- ・各予防接種受託報酬請求書の件数(合計件数欄の集計)を該当予防接種広域分欄に記載してください。
- ・令和6年度分と前年度分を合算し、該当予防接種広域分欄に記載してください。

6. 請求書等編綴方法

- ・予防接種受託報酬請求は、該当する予診票を市町村ごとにとりまとめ、各予防接種受託報酬請求書に続けて綴ってください。
- ・各種健康診査・予防接種及び被用者保険用福祉併用総括表に続けて各予防接種受託報酬請求書(該当予診票添付)を綴り、提出してください。

7. その他

- ・予防接種受託報酬請求書は、広域予防接種用ですので、京都市での接種分には使用しないでください。
- ・京都市分については取扱いが異なりますのでご注意ください。